

# 静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領の運用

## 【改正箇所 新旧対照表】

令和7年4月

静岡県

改定内容：低入札価格調査基準価格の算定式等の改定に準ずる改定



新旧対照表

改正前	改正後
静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領の運用  (最低制限価格の設定及び算定) 第3条関係  (1) 静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領（以下「要領」という。）に該当する複数の業務を一括して発注する場合の最低制限価格は、業務毎に要領第3条第2項により算定したのち合計した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じた額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。  (2) 「道路台帳歩掛」を適用する委託にあっては、要領第3条第2項第1号の測量業務を適用し、「直接台帳費」を直接測量費とし、最低制限価格を算定するものとする。  (3) 「土質調査業務委託標準積算基準」を適用する委託にあっては、要領第3条第2項第5号の地質調査業務を適用し、「共通仮設費」を間接調査費とし、最低制限価格を算定するものとする。	静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領の運用  (最低制限価格の設定及び算定) 第3条関係  (1) 静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領（以下「要領」という。）に該当する複数の業務を一括して発注する場合の最低制限価格は、業務毎に要領第3条第2項により算定したのち合計した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じた額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。  (2) 「道路台帳歩掛」を適用する委託にあっては、要領第3条第2項第1号の測量業務を適用し、「直接台帳費」を直接測量費とし、最低制限価格を算定するものとする。  (3) 「土質調査業務委託標準積算基準」を適用する委託にあっては、要領第3条第2項第5号の地質調査業務を適用し、「共通仮設費」を間接調査費とし、最低制限価格を算定するものとする。
附 則  この運用は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。  この運用は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成29年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。	附 則  この運用は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。  この運用は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成29年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。  <span style="color: red;">この運用は、令和7年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</span>

新旧对照表

改正前	改正後
-----	-----

---